

国民生活安定緊急措置法に基づく米穀の転売規制について

【農林水産省、消費者庁】

(国民生活安定緊急措置法第26条第1項に基づく、譲渡の制限措置の導入)

小売事業者等
※₁

個人／事業者

販売※₂の禁止
(取得価格を超える価格での譲渡)

最終消費者

※₁ 一般消費者に対して直接販売する集荷事業者、卸売事業者、農家や個人も含む

※₂ 店舗、フリーマーケットや露店、インターネット(SNS含む)等を通じた不特定又は多数の者への販売行為

○対象: 米穀

○違反者に対しては、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金

○公布日から10日後(6月23日)に施行

(参考1) 転売が禁止となる米穀の購入元について

- 一般消費者がアクセス可能な店舗、インターネットサイトなどを通じて広く米穀を販売する小売事業者等が対象
- 具体的には、**小売業者**に加え、**集荷事業者**、**卸業者**及び**個人**も、消費者向けに広く直販する場合は対象(ただし、事業者を対象に相手方を特定して取引を行う通常の卸売取引は対象外)

【転売禁止の対象となる購入元】

○小売事業者



○その他

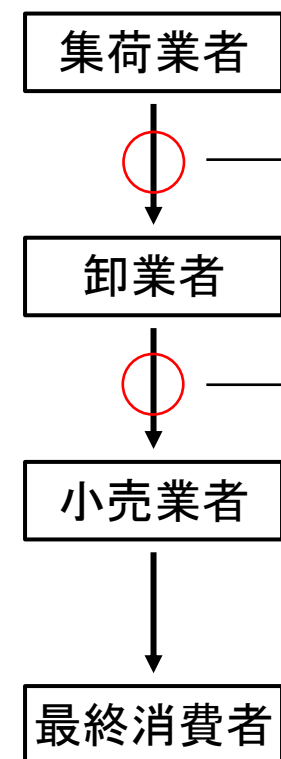
(集荷事業者、卸業者、個人が消費者向けに直販する場合)

※会員制、登録制のスーパー等も対象となる

※あくまで購入した商品を転売する行為が規制対象であり、これらの事業者が消費者に直接販売することは規制対象外

【対象外(例)】

＜相手方を特定して行う取引例＞



※転売規制の対象外取引
(卸業者、小売業者は、
購入した商品を販売可能)

(参考2)米穀について

- 米穀には、**もみ**、**玄米**、**精米**及び**碎米**が含まれる一方、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは指定の対象としない

【転売禁止の対象となる米穀】

もみ



玄米



精米



碎米



【対象外(例)】

パックご飯



飲食店等で提供される
炊飯された米飯

